

史跡蜷塚遺跡整備基本計画について

1 計画の目的

令和4年3月に策定した「史跡蜷塚遺跡保存活用計画」（以下、「保存活用計画」という。）を踏まえ、蜷塚遺跡を適切に保存活用し、次世代へ継承していくために、整備の具体的な指針を示すことを目的とする。

2 背景

文化財保護法の改正（平成31年）により、個別の文化財所有者又は管理者が保存活用計画を作成し、国へ認定申請ができるようになった。計画認定後は補助金の交付や現状変更の手続きが円滑になるなど、優遇措置が受けられる。

令和2～3年度で「史跡蜷塚遺跡保存活用計画」を策定している（概要別紙のとおり）。

3 令和4年度の事業内容

- (1) 「史跡蜷塚遺跡保存活用計画」の認定申請
 - ①文化庁との連絡調整、保存活用計画書の印刷
- (2) 「史跡蜷塚遺跡整備基本計画」の策定
 - ①有識者等による検討会、庁内関係部署との検討会、先進地の視察
 - ②基本計画策定業務の委託
 - ③市民を対象としたワークショップやヒアリングの開催
- (3) 既存施設や過去の調査の記録・評価による現状の総括
 - ①現地微地形測量（三次元計測）の業務委託
 - ②過去の発掘調査箇所の現地保存状況を確認するための試掘調査
 - ③過去の発掘調査記録や出土遺物の再整理

4 整備基本計画の主な内容

- (1) 整備基本方針の決定
- (2) 地区区分（ゾーニング）や動線の計画
- (3) 遺構の保存方法や表現方法に関する計画
- (4) 修景・植栽計画
- (5) 各種施設（案内・便益・管理等）計画
- (6) 管理運営計画
- (7) 整備スケジュールの計画
- (8) 概算整備費の算出
- (9) パース図の作成



史跡蜷塚遺跡

5 次年度以降の予定

令和5年度 整備基本設計

令和6年度 整備実施設計

令和7～8年度 整備工事（第1期）

【別紙】 史跡蜷塚遺跡保存活用計画の概要

史跡蜷塚遺跡が目指す姿

国の史跡を未来に向けて確実に継承するとともに、縄文時代の貝塚を伴う環状集落に関する調査研究を進め、その本質的価値を顕在化させることで、多くの人々が遺跡の魅力を感じられる姿を目指す。

保存活用の基本方針

- [調査研究] これまでに発掘調査された遺構や出土品等を検証するとともに、最新の研究手法に基づく調査研究や発掘調査等を通じて、蜷塚遺跡の再評価を行い、史跡の価値を高める。
- [保存] 周辺環境との調和をはかり、遺跡の本質的な価値を将来にわたり確実に継承できるよう最大限留意し、適切な保存・管理を行う。
- [活用] 調査研究を通じて得られた遺跡の本質的な価値を分かりやすく伝えるとともに縄文文化を学ぶ機会を広く提供する。
- [整備] 蜷塚遺跡の本質的価値の保存に留意し、都市集客核として縄文時代の景観と暮らしが体感できる整備を進める。
- [運営体制] 史跡の目指すべき姿を実現するため、行政だけでなく市民・企業・学校・研究機関と連携した運営体制を構築する。

保存活用の方向性

- [保存管理] ・ 恒久的な遺構・遺物の保存と継続的な調査研究
・ 円滑な指定地の管理
- [活用] ・ 調査研究成果に基づく史跡の重要性の周知啓発
・ 学校教育、生涯学習への活用
・ 佐鳴湖等周辺の景観や、文化財保存活用地域計画に基づく周辺の歴史資源と連携した活用
・ 市民協働による地域の憩いの場としての活用
・ さまざまな手段による情報発信
- [整備] ・ (第1期) 文化財保護上の価値の総括的記録作成を作成し評価した上で、暫定的に価値の顕在化を図る。
・ (第2期) 次期の整備事業に備え、必要な発掘調査や調査研究を進める。
・ (第3期) 発掘調査や調査研究の成果を基に、史跡の景観の向上を図る。
- [運営体制] ・ 調査研究と専門検討会等の継続により、史跡の保存活用を適切に進める。
・ 庁内検討会の継続により、史跡の保存、活用、整備のための体制整備を図る。
・ 地域住民等との意見交換を継続して行い、市民のニーズの把握と協働事業の展開を図る。



整備方針図（上）と第1期整備の目標図（下）